

農地バンクを活用しましょう!

◆ 農地バンク(農地中間管理機構)とは?

農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する農地バンク事業(農地中間管理事業)を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関です。



◆ なぜ農地バンクなの?

出し手のメリット

1 公的機関だから安心!

貸し付けた農地は、しっかりとした選定基準の下意欲ある地域の担い手へ転貸されます。
賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。

2 農地は返却されます

農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。
(希望に応じて、契約の延長も可能です。)

3 受け手とマッチングします

万が一受け手が耕作できなくなった場合、農地バンクが新しい受け手を探します。

4 税金の優遇措置が適用されます

所有するすべての農地を10年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額になります。

受け手のメリット

5 賃料支払いや契約事務が楽に!

複数の地権者から農地を借りる場合も、契約や賃料の支払い先は農地バンクのみです。

6 農地の集約化をサポートします

地域の話合いに基づき、分散した農地を交換してまとめます。

地域のメリット

7 協力が支払われます

まとめて農地を貸し付けた地域には、協力が交付されます。

8 農地の条件整備ができます

最大農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

※ 各種支援措置には要件があります。